

魅力ある学校づくりと家庭・地域の教育力向上

◆ 地域と連携した魅力ある学校づくりの推進

【学校教育課・生涯学習課】

1 目 的

各学校に学校代表・PTA代表・地域諸団体代表等によって構成される「魅力ある学校づくり地域協議会」を設置し、地域の教育力を生かして学校教育の充実を図る取組や、家庭教育力向上のための事業等を実施し、学校・保護者・地域が一体となって、地域に根ざした活力ある学校づくりを推進することにより、心豊かでたくましい宮っ子の育成を目指す。

2 概 要

各協議会では、地域の実情に応じた、以下のような活動等を行う。

ア 活力ある学校づくりを推進するための取組

- 学校運営に地域の意見を反映するための協議
- 学校教育に協力が可能な企業・事業所に関する情報提供

イ 学校の教育活動に地域教育力を有効に生かすための取組

- 学習支援に協力する地域人材のコーディネート
- 教室内外の環境整備や教材作成への連携・協力

ウ 児童生徒の健全育成や安全確保のための地域ぐるみの取組

- 学校・地域が一体となった、地域ぐるみのあいさつ運動の実施
- 登下校時の安全確保のための立哨、巡回パトロールの実施

エ 家庭・地域の教育力向上を図るための取組

- 学校施設を活用した子育て講座や食育に関する出前講座の実施
- 休日の学校図書館開放

オ 協議会事業の周知・広報などの取組、その他協議会の発案によること

3 スケジュール

- | | |
|-----------|---|
| ・平成18年度 | 11校（小学校8校・中学校3校）で先行実施 |
| ・平成19年度 | 4月～ 先行実施校において、「第1回協議会」開催
実施予定校において、「協議会」設立 |
| | 7月 特色ある活動（「親学」）の募集 |
| | 1月 情報交換会実施 |
| ・平成20年度以降 | 全小・中学校で実施 |

◆ 特色ある学校づくりの推進

【学校管理課】

1 目 的

学校が主体的・自律的に学校経営を行うことができるよう学校長裁量の拡大が図られているところであるが、小中学校が地域の実情と裁量を生かした創意工夫のある教育活動を実施し、活気あふれる特色ある学校づくりを推進する。

2 概 要

『頑張る学校プロジェクト交付金』導入により、各校の企画提案による事業計画書を応募し、採択事業について必要な予算を交付する。

ア．対象事業

『うつのみや“いきいき学校”プラン』の基本理念や基本目的を踏まえた、学校を主体とする本市教育活動の充実と特色ある学校づくりのための事業

イ．交付決定

教育委員会内に審査会を設置し、選定基準に基づき採択事業を決定

ウ．交付金額

事業内容により、交付金額を査定。ただし、上限金額を100万円（1校あたり）とする。

3 スケジュール

4月16日～ 募集

5月 7日～ 事業内容ヒアリング

6月 中旬 審査

7月 初旬 交付決定

◆ 「宮っ子ステーション事業」の推進

【生涯学習課】

1 目 的

本市における全ての児童の放課後の健やかな育成を図るため、国の放課後対策事業である「放課後子どもプラン」(文部科学省・厚生労働省補助事業)を導入し、地域、学校等と連携して放課後における児童の安全安心な居場所を設けるとともに、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。

2 概 要

本市における総合的な放課後対策を推進するため、「放課後子ども教室」と「子どもの家」事業の一体的実施を目標としながら、放課後における子どもの居場所の設定および体験活

動，交流活動事業を行う。各実施校区における事業運営は，地域等による「宮っこステーション運営組織」への委託により実施する。

【参考】

(1) 放課後子ども教室

放課後等に，留守家庭児童を含む全児童の希望者に対し，週1回以上，2時間程度生活体験，自然体験活動等を提供する。事業実施にあたっては委託団体が選任したコーディネーター，安全管理員，活動アドバイザーを配置し，地域のボランティアとともに実施する。参加に対する保護者の経費負担はなし。

(2) 子どもの家事業

乳幼児とその保護者に対する子育て支援事業や留守家庭児童を対象に生活の場を提供する留守家庭事業等を委託団体が雇用した専任の指導員が実施する。参加に対しては，保護者の経費負担がある。

3 スケジュール

平成19年 4月～ 放課後子ども教室実施校立ち上げ支援
順次，実施組織への委託

◆ 「親学」の推進

【生涯学習課】

1 目 的

人づくりにおいて重要な役割を担う家庭の教育力の向上を目指し，子育てに必要な知識を学ぶ機会を充実する。

2 概 要

事業を総合的かつ効果的に推進するため，庁内推進体制を整備する。また，保護者等による親学の取組を促進するため，あらゆる場や機会を生かした啓発及び学習機会の充実を図る。

(1) 庁内推進体制の確立

- ① 親力向上推進委員会の設置
- ② (仮称)親力向上支援プランの策定及び推進

(2) 啓発事業の実施

- ① あらゆる広報・広聴媒体を活用した啓発
- ② あらゆる機会・場を通じた啓発

(3) 学習機会の充実

- ① 親学出前講座の実施
- ② 生涯学習センター等家庭教育講座への支援

3 スケジュール

平成19年	5月	親力向上推進委員会の設置
	6月～	幼稚園・学校等における親学出前講座の実施
	7月	市政世論調査，社会教育に関する現状調査
11月		社会教育委員の会議における意見聴取
	1月	パブリックコメント
	3月	親力向上支援プランの策定，啓発紙の発行